

学生の日常情報を活用した学生指導・支援体制
の強化に向けた調査業務

仕 様 書

令和4年8月



独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 件名

学生の日常情報を活用した学生指導・支援体制の強化に向けた調査業務

2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）は、平成16年4月に独立行政法人化され、全国51の国立高等専門学校（以下、「高専」という）が一つの法人格にまとまることによるスケールメリットを活かした管理運営が求められている。機構は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間における中期目標の基本方針で、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などを基礎として、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成すると定めた。

ところが、学生指導・支援においては、各高専、特に個々の教員のノウハウや能力によって支えられてきた所が大きく、多様な学生を受け入れていくにはセーフティネットが必要になってくる。高専教員は個別に与えられた研究室で業務にあたるため、学生の日常の変化を察知し、それを即時に共有することは容易ではなく、組織的に学生指導・支援がなされていないことが課題である。また、学生指導への意識や組織的に学生情報を共有、活用する仕組みの質は高専間で差があるのが現状である。さらに、この仕組みの質的向上に向けて大きな障壁になっていることの一つに、機構内で効果的な仕組みの提示がなされていないことから、各高専における仕組み構築の時間的コストと構築そのものが困難になっていることが挙げられる。そこで、機構全体での学生指導の質の底上げを行うためには、機構本部がイニシアチブをとってこの仕組みを各高専に提示し、運用してもらうことでこの障壁をクリアできるものと考えられる。

そこで、機構本部において、組織的に学生情報を共有、活用する仕組みをサポートするためのツール（デジタルシステム、以下、「ツール」とする）の開発（業務委託）を、令和4年10月31日を期限に実施している。

一方で、ツールの具体的な活用方法の策定も機構の課題であるため、既に質の高い学生指導の仕組みを導入、実践できている高専においてツールをトライアルさせることで、「ツールを活用した学生指導」の仕組みを構築したいと考えている。

以上より、本業務の具体の依頼内容は以下のとおりとなる。

- ① 質の高い学生指導の仕組みを導入している高専でツールのトライアル実施の支援
- ② 従来の仕組みとツールがどのようにマッチしたか／しなかったかのヒアリング
- ③ ②を踏まえ、ツールを用いた高専制度にマッチした学生指導体制の仕組みに関する提言（パッケージ案）の作成（図1参照）

将来的には、この提言に基づいて、各高専に展開するために学生の指導・支援情報を共通化・共有化することで、機構全体での学生に対する更なる教育・学生生活支援業務の効率化を図ることを目的とする。

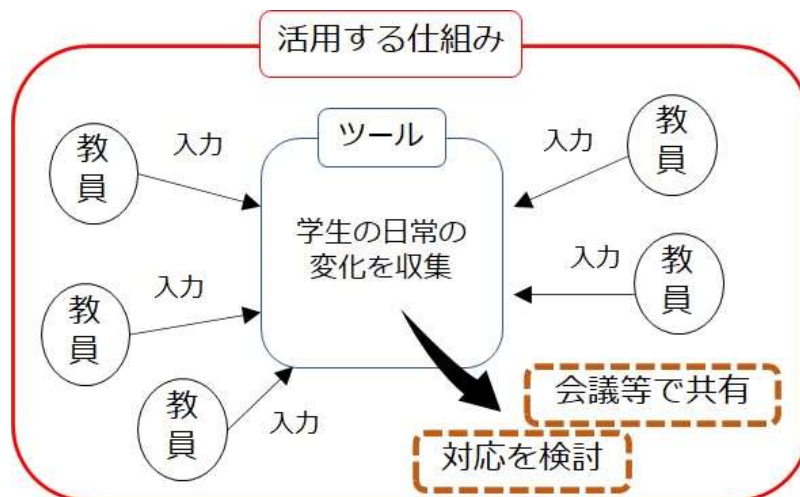


図1 ツールを使った学生情報の共有、活用の仕組み

3. 請負期間

契約締結日～令和5年3月15日

4. 業務請負場所

契約担当役が指定する場所

5. 業務実施に関する機構側の体制

本部に本件担当教職員（以下、機構担当者）を置く。ただし、本体制は状況により変更される場合がある。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。各業務の履行にあたっては、機構担当者と密に連携を取りながら、承認を得て進めること。細かな日程は、機構と請負者の双方協議の上、決定するものとする。なお、納品期日の変更は認めない。

① 業務管理

業務開始時に、スケジュールや請負者の役割分担等を示した「業務実施計画書」を作成し、機構担当者と打合せの上、その承認を得ること。その際、機構担当者と調査およびデータ活用の仕組みの検証について具体的な進め方を検討し、併せて承認を得ること。この「業務実施計画書」に基づいて「課題管理表」を作成し、月次で適宜進捗管理及び品質管理等を行うこと。進捗を管理する上で、予定した業務実施計画を履行できない場合には、適宜修正し機構担当者と打合せの上、承認を得て進めること。

② 業務実施計画の策定/キックオフ会議

業務実施計画の策定にあたっては、ツールを活用した学生指導・支援の仕組みのあり方を整理し、調査および提言の方向性について、機構担当者と調整を図りながら進めること。なお、契約直後に機構と請負者でキックオフ会議を実施し、ツール

を活用する仕組みの検証に関する考え方等の意識合わせを行い、ヒアリング調査に関する作業を明確に共有すること。

③ ツールの導入支援

機構が指定する3校程度において、別途開発中のツールのトライアルを、令和4年11月初旬を目途に開始予定である。請負者はその高専に対して導入支援を行うこと。本件公告時点においては、メールもしくはWeb会議ツール等による遠隔での支援を検討しているが、機構担当者及び請負者の協議の結果、必要だと判断された場合には現地にて支援を行うこと。

現地での支援期間は最大1日に収めること。ただし、機構担当者が了承した場合には、前泊もしくは後泊することを認める。実施日は機構担当者との調整の上決定するものとする。

なお、調査の際に発生した旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則及び提出された証憑に基づいて、最大2名分まで本契約とは別に支払うものとする。したがって、旅費は業務の見積り対象外とすること。

また、業務を遂行するにあたって、ツールの操作方法等に疑義が出た場合には、ツール開発業者に問い合わせを行うので、その旨を機構担当者に申し出ること。

④ ヒアリング調査

ツールのトライアル実施校に対して、ツールの活用方法を含めた学生指導全体の仕組みについてのヒアリング調査を現地で行うこと。さらに、その調査内容・結果が対象高専にフィードバックできる形で実施すること。

また、1校あたりのヒアリング期間は最大1日に収めること。ただし、機構担当者が了承した場合には、前泊もしくは後泊することを認める。実施日は機構担当者との調整の上決定するものとする。

なお、調査の際に発生した旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則及び提出された証憑に基づいて、最大3名分まで本契約とは別に支払うものとする。したがって、旅費は業務の見積り対象外とすること。

⑤ ヒアリング調査の詳細

(ア) 学生情報の収集、活用に関する現状調査

各高専における対象教職員へ、学生の日常変化の気づきを収集して組織的に活用する仕組みを調査し、課題を含めて調査報告書にまとめること。また、ツールの実際の活用方法等についても調査すること。

(イ) 好事例の検証

(ア) で調査された学生の日常変化への対応について、ツールを含めた活用の仕組みをパッケージ化して全国高専に展開するための好事例を、課題とともに8. 納入成果物に示す提言書にまとめること。

⑥ 学生情報活用の方策

6. ④及び⑤の調査・検証を踏まえ、機構及び各高専が目指すべきツールを活用した学生指導・支援体制を検討し、その方向性を提言書に取りまとめること。また、提言をまとめる上で本事業期間内にて日常変化を収集、蓄積して学生支援に活用す

る仕組みの構築、及び継続的な FSDS 活動を行う方策を提言書に含めること。

⑦ 会議体の設置

定例会を月に1回開催し、本業務の進捗状況等について機構担当者に報告を行うこと。また、機構が必要と判断した場合には、臨時の打ち合わせを開催するのでそれに応じること。定例会及び臨時の打ち合わせの開催日時は機構担当者との協議の上決定し、開催場所は原則として機構本部八王子オフィスもしくは竹橋オフィスとし、必要に応じてオンラインで開催するものとする。資料作成ならびに議事録作成、会議において出た質問や意見等について集約した「QA 管理表」の作成、更新については請負者が行うこと。会議資料については、事前に送付すること。

7. 主なスケジュール

契約直後	キックオフ会議
11月初旬	ツールのトライアル開始
1月31日	ヒアリング調査の完了
3月15日	8に示す納入成果物の提出期限

8. 納入成果物

6に示した業務内容について、本調査業務の最終報告書を提出すること。最終報告書の章立て、内容については、事前に機構担当者との相談し承認後にまとめることとし、以下①から③の項目については必ず含めること。

- ①日常変化を収集、蓄積、共有できる仕組み（パッケージ）に関する提言書
- ②ヒアリング調査、情報活用方針及び各種調査結果（事例整理等を含む）
- ③実施計画・体制（業務実施計画書、課題管理表、QA 管理表等含む）及び議事録等

9. 成果物の権利

- (1) 本調達において作成されるドキュメント等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、請負者が本調達の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたものを除いて、機構が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて機構に帰属するものとする。また、機構は、納入成果物及びその他業務実施過程での成果物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本調達において発生した権利については、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本調達において発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、請負者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本調達において作成・変更・修正されるドキュメント等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は事前に当該既存著作物等の内容について機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

- (5) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。

10. 請負条件

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク（JISQ15001）使用許諾、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会、公益財団法人日本適合性認定協会、若しくは海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISO/IEC27001、若しくは JISQ27001 の認証を受けており、それらの認証が契約期間内において有効であること。
- (2) 請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合には機構に書面によって外部委託の詳細を提出し、許可を受けること。なお、第三者委託を許可された場合であっても請負者は契約による責任を免れることはできない。
- (3) 業務内容を評価・検証した結果、不適切であると認められた場合は、契約を解除するものとする。なお、請負期間中に請負者が行政処分を受けた場合や社会情勢の変化等により適切な業務を実施することが困難であると認められる場合も同様とする。
- (4) 入札時に、請負者は本業務を行うに当たっての体制図（従事者毎に実績（概要）等も付記）を提出すること。その際、連絡担当者を明記し、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。なお、業務に従事するものうち少なくとも1名はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）資格あるいはそれに類する資格を有していること。
- (5) 過去5年以内に教育委員会または複数キャンパスを設置する高等教育機関においてデータ活用の調査業務、計画策定業務の実績を有していること。

11. 機密保持

- (1) 請負者は、受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、または他の目的に利用しないこと。受注により知り得た情報については、契約期間のもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。ただし、次のア)ないしオ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- ア) 機構から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ) 機構から取得後、請負者の責によらず公知となったもの
 - ウ) 法令等に基づき開示されるもの
 - エ) 機構から秘密でないと指定されたもの
 - オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に機構に協議の上、承認を得たもの
- (2) 請負者は、正当な理由があってもやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (3) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であって、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても仕様終了後はその複製を機構本部に返納または償却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

12. その他留意事項

- (1) 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は本業務に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、機構及び請負者の双方で協議の上、決定すること。これにより追加発注が発生する場合には機構本部財務課契約係より発注を行うので、それ以外の者からの発注を受け付けないこと。
- (2) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。